

## オンライン信用取引に関する注意事項

信用取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失が発生する可能性をも合わせもつ取引です。したがって、取引を開始する場合には、以下のオンライン信用取引取扱規定およびオンライン信用取引ルールについて十分に把握する必要があります。

### オンライン信用取引取扱規定

#### (規定の趣旨)

- 第1条 この規定は、お客さまがみずほ証券株式会社（以下「当社」といいます。）のオンラインサービス（名称「みずほ証券ネット倶楽部」）のダイレクトコースを利用して行う信用取引およびこれに付随するサービス（以下「オンライン信用取引」といいます。）に関する取りきめです。
- 2 お客さまは、オンライン信用取引のご利用にあたっては、この規定によるほか、関係法令、諸規則、当社各約款・規定等および当社が定める取引ルールを遵守するものとします。

#### (オンライン信用取引の利用)

- 第2条 お客さまは、次の各号に定める要件をすべて満たす場合にのみ、オンライン信用取引のお申し込みを行うことができます。
- (1) すでに「みずほ証券の証券総合取引約款」および「通信取引規定」に基づき、ダイレクトコースでのお取引口座を開設していること
  - (2) 信用取引制度、信用取引のリスクを十分に理解し、このオンライン信用取引に関する注意事項、信用取引の契約締結前交付書面（オンラインサービス）および信用取引口座設定約諾書（オンラインサービス）の内容を理解し、承諾していること
  - (3) 電話または電子メールにより、常に連絡が取れること
  - (4) インターネットをご利用になれる環境があること
  - (5) 届出済みのご住所・ご氏名・生年月日が相違ないこと
- 2 当社は、前項各号に定める要件および当社が別に定める基準により、お客さまによるオンライン信用取引ご利用の可否を審査し、当社がこれを承認した場合に限り、お客さまはオンライン信用取引をご利用になれるものとします。なお、審査の結果、お客さまがオンライン信用取引をご利用になれない場合であっても、当社はお客さまにその理由等を開示しないものとします。
- 3 特定保管勘定が開設済みで特定信用取引等勘定が未開設の場合は特定信用取引等勘定を開設するものとします。

#### (取引の種類)

- 第3条 お客さまがオンライン信用取引をご利用になり、信用取引を行うことができる商品および取引の種類は、当社が定めるものとします。

#### (信用取引による取扱数量)

- 第4条 お客さまがオンライン信用取引をご利用になり、信用取引による注文を行うことができる数量は、当社が定めるものとします。

#### (対象銘柄)

- 第5条 お客さまがオンライン信用取引をご利用になり、信用取引を行うことができる銘柄は、当社が定めるものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、金融商品取引所および証券金融会社等が信用取引の制限または禁止措置を行っている銘柄および当社が信用取引の受託を停止することが必要であると指定する銘柄については、お客さまは信用取引による注文を行うことができないものとします。

(建株の制限)

第6条 オンライン信用取引による同一銘柄ならびに全建株の建株数および建金額の上限、同一日における建株数および建金額の上限は、当社が定める範囲内とします。

(委託保証金)

第7条 お客さまは、オンライン信用取引のご利用による信用取引の注文に先立って、事前に委託保証金を当社に差し入れるものとします。

2 委託保証金の率(信用取引に係る有価証券の約定価額に対する割合をいいます。以下同じ。)は35%とし、その最低金額は30万円とします。ただし、金融商品取引所、証券金融会社等または当社が保証金預託率の規制もしくは変更を行った銘柄で、委託保証金の率が35%を超えて定められている場合には、この限りではありません。

3 第1項の委託保証金は、原則として金銭により差し入れるものとします。

4 委託保証金が第2項の率または最低金額を下回っている場合は、委託保証金からの現金ならびに委託保証金代用有価証券(以下「代用有価証券」といいます。)の引き出し(代用有価証券の売却は可能です)、および新規の買建または売建は行うことができないものとします。

(代用有価証券の取り扱い)

第8条 前条に定める委託保証金は、当社が指定する代用有価証券をもって、当社が定める範囲内でこれに代えることができるものとします。

2 代用有価証券に差し入れる場合、原則として、お客さまご自身の操作により、当社でお預かりしている有価証券(当社が指定しないものを除きます。)から、前項の委託保証金として差し入れるものとします。

3 代用有価証券の委託保証金への換算率については、当社が定めるものとします。

4 代用有価証券を委託保証金から引き出す場合には、第7条に規定する委託保証金の率を超える範囲に限り引き出すことができます。その範囲を超える引き出しとなる場合には、超過金額分については引き出した当日中に金銭または有価証券をもって委託保証金として差し入れるものとします。

(委託保証金の状況の確認)

第9条 お客さまは、オンライン信用取引のご利用による信用取引の建株がある場合には、当社が定める確認時間内にインターネットのご利用またはコールセンターへのお問い合わせにより、委託保証金不足の発生等の状況をご自身で確認いただくものとします。

2 お客さまが前項に規定する委託保証金の状況の確認を怠ったことによりお客さまに生じた一切の損害につき、当社はその責めを負わないものとします。

(返済期日)

第10条 お客さまは、オンライン信用取引のご利用による信用取引の建株については、必ず所定の返済期日の2営業日前までに反対売買または現引きもしくは現渡しを行わなければならないものとします。

2 オンライン信用取引のご利用による信用取引の建株の銘柄について、上場廃止、株式併合、合併、会社分割、株式交換、株式移転または減資等の措置がとられた場合には、当社は前項に定める返済期日を当社が定める期日に変更することができるものとします。この場合、お客さまは、必ず当社が指定する返済期日の2営業日前までに反対売買または現引きもしくは現渡しを行わなければならないものとします。

3 前2項にかかわらず、お客さまが所定の期日までに反対売買または現引きもしくは現渡しを行わなかった場合は、当社は所定の期日の翌営業日以降に、お客さまに通知することなく、当社の任意でお客さまの計算において当該建株の反対売買または現引きもしくは現渡しを行うことができるものとします。

4 前項の反対売買等を行った結果、損失が発生した場合または不足金が発生した場合には、お客さまは当社に対して原則として受渡日までにその額に相当する金銭を入金するものとします。

5 お客さまが前項の金銭を入金しない場合、当社はお客さまの金銭をもって、またはお客さまの代用有価証券および当社でお預かりしている有価証券をお客さまの計算により任意に処分し、これを当社が適当と認める方法および順序で債務の弁済に充当することができるものとします。

(債務不履行)

第11条 お客さまが所定の期日までに債務を履行しない場合には、当社は、お客さまの金銭をもって、またはお客さまの代用有価証券および当社でお預かりしている有価証券をお客さまの計算により任意に処分し、これを当社が適当と認める方法および順序で債務の弁済に充当することができるものとします。また、この場合、当社はお客さまの取引注文を任意で取り消すことができるものとします。

2 お客さまが債務を履行しない場合、当社は金融商品取引所の定める率による遅延損害金を申し受けることができるものとします。

(手数料)

第12条 当社は、お客さまがオンライン信用取引のご利用による信用取引の注文を行い、約定した場合には、当社所定の手数料を申し受けます。

(信用管理費)

第13条 当社はオンライン信用取引による建株に対して、当社所定の信用管理費を徴収いたします。

(貸株料)

第14条 オンライン信用取引に係る貸株料は、当社が定めるものとします。

(品貸料)

第15条 オンライン信用取引に係る品貸料（逆日歩）は、当社が定めるものとします。

(金利)

第16条 オンライン信用取引のご利用による信用取引に関する金利は、当社が定めるものとします。

(名義書換料（権利処理等手数料）)

第17条 当社は、オンライン信用取引のご利用による信用取引の建株に対して、当社所定の名義書換料（権利処理等手数料）を徴収いたします。

(権利処理等)

第18条 オンライン信用取引のご利用による信用取引の建株に関し、株主割当による増資、株式分割または会社分割等により、お客さまの買付株式に対し新株予約権または新株等（以下「新株予約権」といいます。）が割り当てられた場合には、建株数および建単価を分割比率に応じて調整する以外に、当社は決済期日の繰り上げを行うか、売付証券および買付代金の一部の返済に充てる代金決済（権利放棄）による方式をとることができるものとし、この場合、当社は金融商品取引所が定める権利処理価格を当初の建単価から差し引くことで処理するものとします。

(申込事項等の変更)

第19条 お客さまは、当社への申込事項等に変更があった場合には、当社所定の手続きにより遅滞なく当社に届け出るものとします。

(オンライン信用取引の利用制限)

第20条 お客さまが、関係法令、諸規則、当社各約款・規定等、「信用取引口座設定約諾書（オンラインサービス）」または当社が定める取引ルール等に定める事項に違反した場合、その他やむを得ない事由が生じた場合には、当社は直ちにお客さまのオンライン信用取引のご利用を制限または中止す

ることができるものとします。この場合、お客さまは直ちに期限の利益を喪失します。

- 2 電話番号の変更、電話回線の休止等によりお客さまとの電話連絡が不可能と当社が判断した場合、当社は直ちにお客さまのオンライン信用取引のご利用を制限または中止することができるものとします。
- 3 お客さまが、すべての建株を反対売買または現引きもしくは現渡しされてから新たに信用取引を行わないまま1年を経過した場合、オンライン信用取引のお申し込みをされてから信用取引を行わないまま1年を経過した場合または当社がお客さまのオンライン信用取引のご利用を停止してから1年が経過した場合には、当社はお客さまのオンライン信用取引のご利用を停止し、またはオンライン信用取引を解約することができるものとします。
- 4 お客さまから、当社所定の方法によりオンライン信用取引の中止のお申し込みがあった場合、オンライン信用取引は中止されるものとします。ただし、未決済の建株が残存する場合はこの限りではありません。
- 5 本条に基づくオンライン信用取引の利用制限またはオンライン信用取引の中止等により、お客さまに生じた一切の損害につき、当社はその責めを負わないものとします。

#### (免責事項)

- 第21条 当社は、信用取引に係る株式の上場廃止等やむを得ない事由により、オンライン信用取引の提供を中止し、またはオンライン信用取引の内容を変更することがあります。この場合、お客さままたは第三者に生じた一切の損害につき、当社はその責めを負わないものとします。
- 2 当社は、オンライン信用取引の提供に関し、当社の重大な過失による場合を除き、お客さままたは第三者に生じた一切の損害につき、その責めを負わないものとします。
  - 3 当社は、お客さまの過失等により生じた一切の損害につき、その責めを負わないものとします。また、かかる場合において当社に生じた費用等はお客さまが負担するものとします。
  - 4 オンライン信用取引をご利用になるために、お客さまがインターネットを利用する場合において、当社の重大な過失による場合を除き、インターネットに接続することによりお客さままたは第三者に生じた一切の損害につき、当社はその責めを負わないものとします。

#### (準拠法・合意管轄)

- 第22条 この規定に関する準拠法は日本国法とします。この規定に関しお客さまと当社との間に訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### (規定の変更)

- 第23条 この規定は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

#### 附則

- この規定は、平成19年2月16日より実施する。  
この規定の改正は、平成19年9月30日より実施する。  
この規定の改正は、平成21年5月7日より実施する。  
この規定の改正は、平成30年11月19日より実施する。  
この規定の改正は、令和4年7月19日より実施する。  
この規定の改正は、令和5年3月6日より実施する。

以 上

## オンライン信用取引ルール

### 1. 信用取引のお申し込み手続き

#### (1) 信用取引お申し込み基準

信用取引のお申し込みには、下記の条件が必要となります。

- ・当社に口座をお持ちの個人のお客さまで、お取引コースがダイレクトコースであること。
- ・お客さまが満 18 歳以上 80 歳未満であること。  
※満 80 歳以上のお客さまは新規建注文ができません。
- ・当社からお客さまと電話および電子メールにより、常時連絡がとれること。
- ・「信用取引口座設定約諾書（オンラインサービス）」、「信用取引の契約締結前交付書面（オンラインサービス）」、本「オンライン信用取引に関する注意事項」に記載の「オンライン信用取引取扱規定」および「オンライン信用取引ルール」（以下「本ルール」といいます。）を十分にご理解のうえ、「信用取引口座設定約諾書（オンラインサービス）」を電磁的に差し入れていただくこと。
- ・十分な金融資産および証券知識があること。
- ・現物取引または信用取引の株式投資の経験があること。
- ・インターネットによる取引が可能であること。

#### (2) 信用取引開始までの流れ

- ①当社で口座開設がお済みでないお客さまは、当社ホームページよりダイレクトコースのお申し込みを行ってください。
- ②ダイレクトコースの口座開設後、当社ホームページよりみずほ証券ネット倶楽部にログインしていただき、画面内のリンク（メインメニュー「各種お手続き・ご連絡」>展開されるプルダウンメニュー「登録情報の確認・変更」>「口座関連」>信用口座欄の「申込」ボタン）からWEB審査のお申し込みを行ってください。
- ③WEB審査がお済みになられたお客さまには、当社より電話によるご本人さま確認および最終審査を行います。
- ④電話によるご本人さま確認がお済みになられたお客さまには社内手続き終了後、信用取引口座開設完了メールをお送りし、信用取引の開始となります。

### 2.信用取引における基本的事項

- ・信用取引をお申し込みされると、MRF（マネー・リザーブ・ファンド）の自動スweep取引はお取り扱いできません。信用取引申込時にMRFの自動スweepを停止し、MRFのお預かり残高はすべて返還（売却）いたします。
- ・当サービスでは「制度信用取引」と「一般信用取引」をお取り扱いいたします。
- ・最終建玉決済日（信用取引開始後、全く取引が無い状態も同様とします。）から1年間を経過しますと、信用取引のご利用を停止し、またはオンライン信用取引を解約する場合があります。なお、信用取引が停止されると、再度信用取引を行う場合に、あらかじめ新規に信用取引をお申し込みいただく必要があります。また、「信用取引口座設定約諾書（オンラインサービス）」を、再度電磁的に差し入れていただく必要がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・建玉代金の総額は、当社の定める上限3億円の範囲（「制度信用取引」と「一般信用取引」の合算。以下「建玉限度額」といいます。）内とします。建玉限度額を超える新規建のご注文を行うには、審査のうえ、別途お手続きが必要となります。
- ・信用建余力、現引余力および現物買付余力の算定にあたっての有価証券の評価は、新規建・現引・現物買付注文入力日の前営業日の終値（前営業日が株式分割・株式併合の権利付最終日の場合は、権利補正した値段）で行います。

- ・信用建玉決済益金は益金スweepサービスにより自動的に保証金現金に振り替えられます。現物株式の売買代金、信用建玉決済損金、信用取引配当金相当額、諸費用（委託手数料・金利・貸株料・逆日歩・信用管理費・名義書換料）は信用建玉決済益金から充当したうえで、信用建玉決済益金で足りない場合は預かり金で清算いたします。不足金が発生した場合は入金または振替にて充当してください。

### 3.委託保証金について

#### (1) 新規注文時の最低委託保証金

- ・委託保証金は、新規注文時の建玉金額の35%以上で、かつ30万円以上（別途諸費用が必要。全額代用有価証券でも可。）といたします。

#### (2) 新規注文の範囲

- ・新規注文は「新規建可能額」の範囲内で行うことができます。ただし、建玉限度額を超える新規注文は行うことができません。
- ・「新規建可能額」はみずほ証券ネット倶楽部のログイン後のお客さま専用画面上に表示いたします。
- ・「新規建可能額」とは、当社の定める方法により保証金預託率を計算し、最も低い保証金預託率が35%を超える場合、当該35%を超える部分に相当する委託保証金額によって新規注文できる約定代金の限度額です。ただし金融商品取引所または当社独自の判断による取引規制等により保証金預託率の変更が行われた建玉がある場合には、この限りではありません。なお、「新規建可能額」の範囲内での新規注文であっても、急激な相場変動等によって、結果として保証金預託率が30%を下回り、追加保証金の差し入れが必要となる場合があります。

#### (3) 保証金預託率

- ・保証金預託率とは建玉金額合計に対する受入保証金の割合をいいます。

（計算式）

$$\text{保証金預託率（\%）} = \text{受入保証金} * 1 \div \text{建玉金額合計} * 2 \times 100$$

- \* 1 受入保証金 = 保証金現金 + 代用保証金 + 保証金(予定) + 決済損金額 + 諸経費 + 評価損金額 + 受渡未入金額（決済損等により預かり金がマイナスになる場合に計上）
- \* 2 建玉金額合計 = 未決済建玉金額 + 現引現渡建玉金額 + 新規注文中建玉金額

#### (4) 追加保証金（追証）の差し入れ

- ・建玉評価損の拡大または代用有価証券の値下がりまたは代用掛目の変更等により、大引け後のお客さまの保証金預託率（新規注文中建玉は含みません）が30%を下回った場合には、30%を回復するまで追加保証金を差し入れていただきます。ただし、金融商品取引所の取引規制等または当社独自の判断により、当該数値は変更されることがあります。
- ・追加保証金が発生した場合、その金額を確認のうえ、発生日の翌営業日の振替指示が可能な時間内（代用有価証券は20:00まで、預かり金は21:00まで）までに以下①、②、③のいずれか（または組み合わせ）による方法で解消いただく必要があります。
  - ①お客さまご自身で預かり金から保証金現金へ追加保証金額以上の振替。\*1
  - ②お客さまご自身で保護預かりの有価証券から代用有価証券へ追加保証金額以上の振替。\*1
  - ③信用建玉の全部または一部の反対売買による決済。\*2
- \* 1 預かり金残高または保護預かり有価証券があり、保証金への振替をお客さまご自身で行っていただけない場合、当社が任意で振替を行う場合があります。
- \* 2 信用建玉の反対売買による決済を行った際は、当該建玉代金の30%相当額を追加保証金額から控除できます。
- ・また、追加保証金の解消が当社にて確認できない場合は、新規注文、現物の買い付けおよび出金（保証金から預り金への振替）はお受けできませんのであらかじめご了承ください。
 

※追加保証金は、ログイン後のお客さま専用画面上に表示いたします。発生日の21:00時点の状態で追証判定計算を行い、発生日の翌営業日6:00に確定いたします。21:00以降の振替は翌営業日の入金額に反映されます。
- ・追加保証金の発生日より起算して翌々営業日正午までに当社にて解消の確認ができない場合、発生

日より起算して4営業日目の寄付ですべての建玉を反対売買により決済をさせていただきます。その際、決済損金が発生した場合は、委託保証金現金により充当させていただきます。不足金が発生する場合には、お客様の金銭をもって、またはお客様の代用有価証券および当社でお預かりしている有価証券を当社の任意で売却することにより充当させていただきます。さらに不足金が発生する場合には速やかにご入金していただきます。なお、当社が任意で売却しようとする代用有価証券が、すでにお客さまにより売却発注済みである場合には、その売却注文の一部または全部を当社が任意に変更し発注いたします。

- ・追加保証金が発生しますと、その後株価の値上がり等により保証金預託率が30%（または委託保証金が30万円）を回復した場合でも、当該追加保証金の解消が必要となります。
- ・追加保証金の解消を行うにあたり、預かり金へ入金を行う際、当社の入金の計上日に損金または買付代金等による不足金が発生している場合、お客様の入金を優先して当該不足金に充当します。したがって、不足金が発生している場合の追加保証金への入金額には十分ご注意ください。

#### **(5) 保証金引出不足の差し入れ**

- ・代用有価証券売却等の受渡日に保証金預託率が35%を下回った場合は、原則35%を回復するまでの金額を当日中に保証金に差し入れていただく必要があります。
- ・売却等により保証金が不足した場合、引出不足となりますのでご注意ください。受渡日当日6:00に引出超過（引出不足予定）として、前日21:00時点の状態における必要入金額を表示しますので、受渡日当日20:00までに代用有価証券に振替いただくか、21:00までに保証金現金に振替いただくことにより必要入金額を保証金に差し入れてください。また、引出不足が解消されていない場合に、預かり金の残高を当社の任意で保証金現金に振替させていただくことがあります。

#### **(6) 清算に伴う不足金の差し入れ**

- ・信用決済損金、現引代金、現物の買付代金は、受渡日に預かり金から充当します。この際、預かり金勘定に十分な残高がない場合は、不足金となります。不足金が発生した場合は、当該不足金を受渡日当日中にご入金ください。

#### **(7) 遅延損害金**

- ・決済損金および現引代金の清算に伴う不足金に対して徴収します。
- ・お客様の決済損金および現引代金が受渡日までに入金されない場合、遅延損害金として日歩4銭を徴収します。（片端入れ、円未満切り捨て）

#### **(8) 代用有価証券・代用掛目**

- ・代用有価証券は当社が指定する国内上場株式、国内投資信託、国内債券とさせていただきます。代用掛目とは、有価証券の種類・銘柄ごとに異なる現金換算率です。代用掛目は国内上場株式80%、国内株式投資信託80%、国債95%、地方債・社債85%とさせていただきます。ただし、金融商品取引所の取引規制等または当社独自の判断により代用掛目に変更される場合があります。

### **4.完全前受制およびその例外**

#### **(1) 前受制の考え方**

- ・委託保証金は前受制とさせていただきます。信用取引の新規注文は、発注される時点で差し入れられた保証金額、建玉（およびその損益状況）、信用決済損益金等を考慮のうえ信用建余力の範囲内で取引をお受けいたします。また、現物の買付注文および現引に関しては、買付可能額の範囲内でお受けいたします。

#### **(2) 決済損金充當時の前金制の例外**

- ・信用取引の建玉の決済に伴い発生する損金については、前金制の対象となりません。そのため、発生した損金が預かり金または保証金現金の範囲内で充当できない場合は、決済を行った日から受渡日までの間に、不足金を当社にご入金いただき、当社で入金の確認ができることが必要となります。入金の確認ができない場合は、当社はお客さまに通知することなく、受入期日（受渡日）の翌営業日以降に、お客様の建玉または代用有価証券を任意で売却することにより充当させていただきます（当社の判断により、受入期日以前であっても建玉または代用有価証券を売却することがあります。）。なお、この段階で未約定の取引注文は当社の任意で取り消し、また新たな取引を制限するなどの場合があります。

### **5.取引について**

## (1) 取引市場・取扱銘柄

- ①制度信用取引取扱銘柄は東京証券取引所・名古屋証券取引所の上場銘柄で制度信用銘柄として指定されたもの、かつ貸借銘柄で当社の定めるものに限らせていただき、一般信用取引取扱銘柄は東京証券取引所・名古屋証券取引所の上場銘柄で当社の定めるものに限らせていただきます。また、金融商品取引所の取引規制等または当社独自の判断により取引が制限される場合があります。
- ②信用取引取扱銘柄において、株式公開買付（TOB）等の実施が発表され、証券金融会社が貸借取引の申込停止措置等の実施を発表した場合、当社は立会時間中であるか否かにかかわらず、直ちに当該銘柄の以後の取引を制限する場合があります。

## (2) 信用新規注文

- ①信用取引による新規注文は「新規建可能額」の範囲内で行うことができます。  
ただし、信用建玉限度額を超えることとなる新規注文は行うことができません。
- ②オンライン信用取引の信用供与総額の限度額は上限 3 億円の範囲内となります。限度額の変更には、審査のうえ、別途お手続きが必要となります。
- ③信用新規注文は、原則として 1 回の注文当たり 1 億円未満を上限とさせていただきます。
- ④制度信用取引の場合、制度信用銘柄のうち、「貸借銘柄」は新規の買建注文・売建注文ともに行うことができ、「非貸借銘柄」は新規の買建注文のみ行うことができます。一般信用取引の場合、当社の定める銘柄のみの取り扱いとなり、新規の買建注文のみ行うことができます。
- ⑤注文後の取引種類の変更はできません。
- ⑥金融商品取引所等による規制措置が実施された銘柄、または当社が独自に指定した銘柄については、信用新規注文を規制するほか、発注済の注文については失効となる場合があります。
- ⑦新規の売建注文は、1 回の注文当たり 50 単元を上限とさせていただきます。また、1 回の注文当たり 50 単元を下回る注文でも、同一銘柄の売建注文の累計が 50 単元を超える場合は、お受けできません。

## (3) 信用建玉の返済

### ① 決済期日

- ・制度信用取引で建てた建玉は、あらかじめ決済期日が決まっています。信用建玉の新規約定日より 6 ヶ月目の応当日（応当日がない場合はその月の末日とし、休日の場合は前営業日となります。）が返済期限（以下「決済期日」といいます。）となります。ただし、オンライン信用取引ではこの決済期日の 2 営業日前までに「反対売買」、「現引」、または「現渡」による決済をしていただくこととしております。一般信用取引で建てた建玉の期日は、原則無期限です。なお、制度信用取引におけるオンライン信用取引の画面上の「最終期日」は決済期日の前営業日を表示しています。

### ② 決済期日の繰上げ

- ・合併、株式交換、株式移転、株式併合、会社分割、減資、新株予約権の無償割当等で売買単位の整数倍でないコーポレートアクションが発生した場合、建玉継続ができません（株式分割を除きます。株式併合は売買単位の整数倍とならない場合も建玉継続ができません。）。その場合、決済期日短縮を行い、権利付最終日の 2 営業日前までに決済されなかった場合には、権利付最終日の前営業日の寄付で建玉の反対売買による決済をさせていただきます。

### ③ 返済方法

- ・買建を行った場合、決済期日の 2 営業日前までに売り返済（転売）あるいは現引をしていただきます。売建を行った場合、決済期日の 2 営業日前までに買い返済（買戻し）あるいは現渡をしていただきます。

なお、当社では、返済に係る注文は、すべて建玉を指定して行っていただきます。約定後の当該建玉の変更はできません。

#### イ. 反対売買

買建玉の場合は売り返済（転売）、売建玉の場合は買い返済（買戻し）を行い差金により決済していただきます。保証金預託率に関係なくお申し込みいただけます。

なお、反対売買は新規建玉を行った市場以外では行えません。

#### ロ. 現引

「現引」とは買建玉の買付代金相当額を支払うことにより現物株式等を引き取ることを言います。受

渡金額は「買建値×現引数+諸費用」となります。現引は「買付可能金額」の範囲内で行うことができます。「買付可能金額」は信用現引注文画面上に表示します。

営業日の6:00から17:30までに現引入力されたものについては入力日の当日に、それ以外（営業日の17:30過ぎから翌日2:00までおよび営業日以外の日）に現引入力されたものについては入力日の翌営業日に決済を執行します。

#### 八. 現 渡

「現渡」とは売建玉の貸付株券に現物株式を充当することにより、受渡代金を受け取ることを言います。受渡金額は「売建値×現渡数－諸費用－譲渡益税」となります。

現渡は、売建玉と同銘柄の現物単元株等のお預かりが当社にある場合に、そのお預かり数量の範囲内で行うことができます。

営業日の6:00から17:30分までに現渡入力されたものについては入力日の当日に、それ以外（営業日の17:30分過ぎから翌日2:00までおよび営業日以外の日）に現渡入力されたものについては入力日の翌営業日に決済を執行します。

#### ④ 決済期日の2営業日前までに決済されない場合の取り扱い

- ・ 決済期日の2営業日前までに反対売買、現引または現渡されなかった場合、決済期日の前営業日の寄付に当社により反対売買させていただきますのでご注意ください。ただし、決済期日において、市場で値がつかない等の事由により建玉の返済を行うことができなかったときは、決済期日の当日に現引・現渡による決済をさせていただきます。その際発生した決済損金等が、預かり金で充当できず、委託保証金現金の振替で充当できない場合は、当該受渡日までに不足金をご入金いただきます。ご入金いただけない場合（当社にて着金の確認ができない場合）は、お客様の金銭をもって、またはお客様の代用有価証券および当社でお預かりしている有価証券を当社の任意で売却することにより充当させていただきます。さらに不足金が発生する場合は速やかにご入金いただきます。

#### ⑤ 日計り取引の取り扱いについて

- ・ 新規建玉は、約定日当日に決済が可能です。この建玉に対する保証金は当日の他の新規建玉の保証金として使用することができます（現引・現渡を除きます。）、その新規建玉を日計り取引により決済することもできます。

#### (4) 現物株式取引

- ・ 代用有価証券の売却注文は、当該注文の数量が当社でお預かりする残高数量の範囲内で行えます。ただし、この場合の残高数量は、他に売却注文や出庫手続き等がある場合はその数量を差し引いたものになります。売却により保証金が不足した場合、引出不足となりますのでご注意ください。
- ・ 取引が一旦約定した後に、信用取引から現物取引（またはその逆）または制度信用から一般信用（またはその逆）への変更はできません（約定前であれば注文を取消することができます。）。そのため、発注時に信用・現物の種別を充分留意されたうえで注文してください。

#### (5) 入金

- ・ 入金は、預かり金に充当されますので保証金現金への振り替えは、必要に応じてご自身により、行っていただきます

#### (6) 出金（振替）

- ・ 出金可能額は、お客様の取引口座における預かり金残高の範囲内となります。委託保証金現金から直接出金することはできません。預かり金に振り替えた後、出金を行ってください。なお、保証金預託率の状況により出金を制限する場合があります。

#### (7) 不足金が発生した際の取引の制限

- ・ 不足金（追加保証金、保証金引出不足、清算に伴う不足金）が発生した場合、お客様は差入期日までに当該金額のご入金、必要に応じてお客様ご自身により保証金現金への振替手続き、もしくは信用建玉の全部または一部の決済（反対売買）による不足金の解消手続きが必要となります（保証金引出不足の場合は反対売買による解消手続きはできません。）。期日までに不足金の解消が行われなかった場合、以後の取引を停止、もしくは制限する場合があります。

#### 6. 諸費用

以下の諸費用は決済時に精算します。

#### (1) 信用取引の委託手数料

・無料。

## (2) 金利

・買建玉の場合は買付代金に対する金利をお客さまがお支払いいただき、売建玉の場合は売付代金に対する金利をお客さまへお支払いします。なお、日計り取引の場合は1日分の金利が必要です。

(計算式)

買方(売方)金利額 = 新規建玉約定金額 × 買方(売方)金利率 / 100 × 日数 / 365

\* 日数は新規建玉受渡日から決済受渡日まで両端入れによって算出します。

信用取引の金利は当社が定めた率といたします。金利の利率は、金融情勢の変化等により変更する場合があります。当社ホームページ上でご確認ください。

## (3) 貸株料

・貸株料は売方のお客さまから徴収するものです。個別の貸株等超過銘柄に係る品貸料とは異なり、買方のお客さまがこれを受け取るものではありません。貸株料の料率は、金融情勢の変化等により変更する場合があります。当社ホームページ上でご確認ください。なお、日計り取引の場合は1日分の貸株料が必要です。

(計算式)

貸株料 = 新規建玉約定金額 × 貸株料率 / 100 × 日数 / 365

\* 日数は新規建玉受渡日から決済受渡日まで両端入れによって算出します。

## (4) 品貸料(逆日歩)

・制度信用取引の貸借取引においては、証券金融会社において売方(売建玉)が買方(買建玉)を超過し、株券の不足が発生する場合、証券金融会社はその不足株券を入札形式で証券会社等から調達し、その入札により決定した料率を品貸料といたします。品貸料を売方は買方に支払わなければなりません。買方(買建玉)の場合は品貸料を受け取ります。この品貸料を一般的に「逆日歩」と言います。逆日歩は1株当たりの単価で計算され、新聞等にも掲載されます。

(計算式)

品貸料 = 日別の品貸料(逆日歩) × 建玉株数の累計

\* 新規建日から決済日の前日までの期間で算出します。

## (5) 信用管理費

・新規建玉約定日より1ヵ月目ごとの応当日を経過する都度、1株(または1口)につき10銭(税込み11銭)(取引所等が定める売買単位が1株である銘柄については1株につき100円(税込み110円))の割合で信用管理費が必要となります。信用管理費は最低100円(税込み110円)、最高1,000円(税込み1,100円)となります。

なお、同一の銘柄・約定日・市場・売買の建玉が複数存在する場合、集計して計算し、買建玉は単価が最も小さい明細に、売建玉は単価が最も大きい明細に信用管理費を計上いたします。

## (6) 名義書換料(権利処理等手数料)

・権利付最終日をまたいだ買建の未決済建玉に対し、名義書換料(権利処理等手数料)として毎回、1売買単位当たり50円(税込み55円)が必要となります。(ETFは1/10を乗じた金額、証券金融会社が調整率を公表している銘柄はそれを適用して計上いたします。)

\* 権利付最終日 = 本決算 / 中間決算 / 四半期等、配当、コーポレートアクション、臨時株主総会など株主名簿確定の各タイミング

## 7. その他のルール

### (1) 株式分割時の建玉の取り扱い

信用取引の建玉が株式分割された場合、株式分割により生じる新株式が売買単位の整数倍になる場合(例、1:2、1:3、等)と、整数倍にならない場合(例、1:1.1、1:1.2、等)とで以下の通り、その取扱方法が異なります。

#### ① 売買単位の整数倍の新株式が割り当てられる場合

・建玉銘柄の建株数および建単価を分割比率に応じて調整します。

<建株数の調整方法>

分割後建株数 = 分割前建株数 × 分割比率

<建単価の調整>

分割後建単価 = 分割前建単価 ÷ 分割比率

ただし、上記計算の結果、権利処理後の建単価に円未満の端数が生じた場合の取り扱いは以下の通りとします。

●新株式に係る分割後の建単価

上記計算結果の円未満を切り捨てた額

(計算結果が1円未満となる場合は「1円」とする)

●旧株式に係る分割後の建単価

分割前建単価 - (新株分割後建単価 × 新株割当率)

## ② 割り当てられる新株式が売買単位の整数倍とならない場合

- ・制度信用の場合、株式分割比率が整数倍以外の場合(例、1:1.2、1:1.5、等)は、建玉銘柄の建株数は変更されず、入札結果に基づき、金銭による建単価の調整が行われます。一般信用の場合、当該銘柄の建玉継続ができません。その場合、決済期日が短縮されます。(有償増資、無償割当の場合も同様です。)また、オンライン信用取引ではこの決済期日の2営業日前までに「反対売買」または「現引」による決済をしていただくこととしております。

## (2) 信用取引配当金相当額について

- ・権利付最終日と権利落日をまたいで信用建玉を保有している場合、株式の配当金が確定したあと(通常、配当落ち後3ヵ月程度)、配当落調整額として配当金相当額を、買建玉についてはお客様の口座へ入金し、売建玉についてはお客様の口座より差し引きます。
- ・すでに返済が終了した建玉に対しても配当金相当額の授受が発生します。特に売建玉の場合は配当金の支払義務が発生しますのでご注意ください。  
なお、これら配当金相当額の受け払いに関しては、源泉徴収税相当額が控除された後の配当金相当額の金額によって行われます。(配当金の15.315%相当額を控除します。)

## (3) 二階建て

- ・代用有価証券と同一銘柄の買建を行うことを「二階建て」といいます。新規建注文により二階建てとなる場合は、保証金総額(受入保証金予定額を含む。)に占める単一代用有価証券の比率の30%未満まで発注可能です。

## (4) 信用取引にかかる規制銘柄について

- ・金融商品取引所や証券金融会社が増担保規制や貸株規制等の信用取引規制を行った銘柄については、信用取引を制限させていただくことがあります。なお、15:35から翌営業日8:00までに信用取引規制を行った銘柄について信用取引を制限させていただく場合、注文を取り消しさせていただくことがあります。

## (5) 電子メールでの連絡

- ・当社から、お客様が追加保証金の差し入れを必要とする場合や返済期日の到来等について、電子メールにより連絡を行う場合があります。当社に届出された電子メールアドレスを変更する場合、ご自身により所定の手続きをお取りください。なお、この連絡はあくまで当社が任意で行うものであり、お客様に対しその着信を保証するものではありません。連絡の有無に係らずお客様はご自身の責任によりログイン後のお客様専用ページをご確認いただき、必要な手続きを行われますようお願いいたします。

## (6) 免責事項

- ・お客様が、当社の定める信用取引に関する取扱規定・本ルール等を遵守されず、当社が行う代用有価証券の処分、建玉の処分、取引注文の取り消し、その他一切の行為によりお客様に発生した損失について、当社はその責めを負いません。

## (7) システム障害発生時の対応について

- ・当社システムに障害が発生し、オンライン信用取引によるお客様の発注が不可能となった場合については、お客様のお取引店にて受注させていただきます。この際、原則当該発生時点での、お預かり、約定を基準に売却、決済に該当する注文に限り受注可能とし、新規建て、買い付けの注文は承ることができませんのであらかじめご了承ください。

## 8.本ルールの取り扱い

- ・本ルールは、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要が生じたときに改定

されることがあります。改定を行う旨ならびに改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。また、本ルール中で法令諸規則や当社の判断により変更や制限等を行う場合があるとされている事項(※)については、変更や制限等を行う際は当社のホームページへ掲載しますのでお客さまご自身でご確認くださいようお願い申し上げます。

(※)オンライン信用取引取扱銘柄、最低委託保証金、保証金預託率、代用有価証券取扱銘柄(代用掛目)、諸費用、税制・税率

商号等	みずほ証券株式会社
金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第 94 号
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

(2022 年 7 月)